



令和3年度（2021年度）

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越 谷 市

目 次

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 3

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 6
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 7

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 2 4
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 2 4
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 2 5
- 4 不開示決定等の理由…………… 2 6
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 2 6
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 2 6

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 3 1
- 2 審査会の開催状況…………… 3 1
- 3 審査請求の処理状況…………… 3 2
- 4 審査会答申…………… 3 3

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 4 7
- 2 審議会の開催状況…………… 4 7
- 3 審議会への意見照会の状況…………… 4 8
- 4 審議会答申…………… 4 9

資料

- 越谷市情報公開条例…………… 5 3
- 越谷市個人情報保護条例…………… 5 7
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 6 5

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。本条例は、平成13年4月1日に施行しており、その後、7回の改正が行われ、現行条例は、令和3年10月5日から施行しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社
--

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

(5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

(6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、

決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

<不開示情報>（※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。）

- 第1号 開示請求者以外の者に関する情報
- 第2号 個人の評価、診断、判定等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和3年度の公開請求の件数は213件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は872文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は99.6%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、主な請求内容は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開					
						非公開	存否不回答	不存在	その他	
市長	199	288	124	143	13	1	0	12	0	8
教育委員会	13	19	7	9	3	0	0	3	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	213	308	131	152	17	1	0	16	0	8

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	公開決定した公文書数	部分公開決定した公文書数	非公開決定した公文書数	
市長	297	298	1	596
教育委員会	259	17	0	276
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	556	315	1	872

※ 文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	60
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	47
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	1
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	1
その他上記に掲げる以外のもの	104
合 計	213

表4 主な請求内容

請求内容	処理件数	対象文書数
各種工事における金額入り設計書等	71	170
開発行為に関する届出書（開発行為等計画届出など）	49	68
建設リサイクル法に基づく解体等に関する届出台帳	20	21

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	92
法人等に関する情報（第7条第2号）	25
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	97
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	38
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	16
その他	0
合 計	268

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

※ その他：手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外である場合などが該当になります。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
1	4/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年3月9日～令和3年4月1日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
2	4/2	開発行為等計画届 令和3年3月1日～令和3年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
3	4/5	越谷市と法人等との間で送受、作成、使用した、又は越谷市において法人等について内外と協議をした際に送受、作成、使用した文書（法人名等特定）	広報シティプロモーション課	公開 部分公開	第7条第1号	
4	4/7	開発行為等計画届 令和3年3月1日～令和3年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
5	4/12	越谷市資源回収実施団体新規登録書による登録が認められた団体の以下のもの（団体名特定） ・越谷市資源回収実施団体登録申請書 ・越谷市資源回収奨励補助金振込口座新規登録申請書 ・越谷市資源回収実施団体変更登録申請書	資源循環課リサイクルプラザ	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号オ	
6	4/22	レイクタウン水辺のまちづくり館に関する一切の契約資料及び当館を取巻く周辺の用地管理の契約状況	経済振興課	公開 部分公開	第7条第4号	
7	4/22	越谷市立小中一貫校整備基本計画策定支援等業務委託に係る入札、応札落札結果のすべての資料	学務課小中一貫校整備室	公開 部分公開	第7条第2号第4号	
8	4/22	・蒲生学園についての一切の資料、蒲生小学校の新校舎建設について地域住民の同意を得たことが分かる資料 ・蒲生学園建設に係る建築確認申請を行った日付及び許可を取ったことが分かる資料	学務課小中一貫校整備室	部分公開 非公開	第7条第1号第6号オ 不存在	
9	4/22	小中一貫校問題及びレイクタウン地区に小学校を新設するにあたり、何人の地権者と交渉したか、また、その交渉経緯と進捗について分かる資料全て	学務課小中一貫校整備室	非公開	不存在	
10	4/22	近隣説明等報告書 令和3年3月13日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
11	4/23	金入り設計書 1件	営繕課	部分公開	第7条第6号イ	
12	4/27	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年4月1日～令和3年4月27日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
13	4/28	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
14	4/30	開発行為等計画届 令和3年3月31日～令和3年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
15	5/6	市長応接室で市長と教育長に小中一貫校の見直し署名を持参し、教育委員会での討議に関する全資料（日付特定）	学務課小中一貫校整備室	非公開	不存在	
16	5/6	令和元年度補助金交付一覧表	財政課	公開		
17	5/6	法人（法人名特定）に貸している「水辺のまづくり館」周辺の土地は越谷市行政用地で、そこでパーペキュウを行わせている具体的法的根拠となる書面	経済振興課	非公開	不存在	
18	5/7	開発行為等計画届 令和3年4月1日～令和3年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
19	5/7	開発行為等計画届 令和3年4月1日～令和3年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
20	5/17	南中学校で令和2年度1年間に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
21	5/17	大相模中学校で令和2年度1年間に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
22	5/17	光陽中学校で令和2年度1年間に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
23	5/17	水質汚濁防止法に基づく特定施設、埼玉県生活環境保全条例に基づく指定排水施設、及び指定外工場等であって日平均排水量が10立法メートル以上の工場・事業場について、届出がされている市内すべての者に係る項目が把握できる資料	環境政策課			取下げ
24	5/17	弁護士が越谷市一般法律相談・夕刻法律相談を担当した日時が分かる文書（弁護士名等特定）	くらし安心課	公開		
25	5/17	水辺のまづくり館敷地内BBQテント設置エリアにおける「行政財産使用許可書」に係る第7条「これに工作を加えてはならないとあるが、あらかじめ書面により承諾を受けた場合はこのかぎりではない。」に記載されている承諾した書面。さらに法に一致したものであることの証明。	経済振興課	公開		
26	5/17	令和3年4月1日付法人（法人名特定）と越谷市が建物契約を締結してる件について、どのような手続きが踏まれているのか、法に適合しているのかが分かる資料	経済振興課	部分公開	第7条第4号	
27	5/18	近隣説明等報告書 令和3年4月23日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第4号	
28	5/20	金入り設計書等 1件	営繕課	公開		
29	5/20	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
30	5/24	開発行為等計画届 令和3年5月1日～令和3年5月24日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
31	5/24	金入り設計書 6件	営繕課	公開 部分公開	第7条第6号イ	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
32	5/24	金入り設計書 1件	営繕課	部分公開	第7条第6号イ	
33	5/24	金入り設計書 2件	下水道事業課	公開		
34	5/26	令和2年度4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書（住所特定） 8件	建築住宅課	部分公開	第7条第1号第4号	
35	5/26	行政財産に私権を設定させて、原則禁止されている営利を目的としたパーベキュー営業を認めている「許可申請」及び越谷市が発行する「許可」等、憲法第94条と整合性が取れる、越谷市が当該土地を管理している事実を証明できる書面	経済振興課	非公開	不存在	
36	5/26	・法人と法人との契約書（法人名特定） ・越谷市が法人に対し、是正を申し入れた日時及び申し入れた書面（法人名特定） ・飲食店営業行為を行うための除外事由が示された具体的法的根拠ある書面	経済振興課	非公開	不存在	
37	5/26	水辺のまちづくり館の建物を法人に無償貸与しているが、その選定にあたっての経緯と、それを裏付ける選定理由書、また、どのような判断で競争入札にできなかったのか、具体的に理由を説明する文書（法人名特定）	経済振興課	公開		
			都市計画課	公開		
38	5/26	水辺のまちづくり館周辺用地は「受動喫煙防止法」でタバコが禁止になっており、灰皿の設置はしてはならない場所であるが、設置している除外事由を説明する文書	健康づくり推進課	非公開	不存在	
39	5/28	越谷市資源回収補助金交付決定兼確定通知書（団体特定） 令和2年4月～令和3年3月末日の分	資源循環推進課リサイクルプラザ	公開		
40	6/1	金入り設計書等 15件	道路建設課	公開		
			維持管理課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
41	6/1	保険証券（期間等特定）	安全衛生管理課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			くらし安心課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			保育施設課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			地域医療課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			健康づくり推進課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			感染症保健対策課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			環境政策課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			河川課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			市街地整備課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			会計課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			庶務課	部分公開	第7条第4号第6号才	
42	6/1	保険証券（期間等特定）	指導課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			給食課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			第一学校給食センター	部分公開	第7条第4号第6号才	
			教育センター	部分公開	第7条第4号第6号才	
43	6/2	法人（法人名特定）に無償利用させている土地の一角、レイクタウン調整池側の市民共有の公用地が改良工事造作して工作がされている。当該工事の発注方式及び工事の請負業者と請負落札価額に関する一切の文書	経済振興課	非公開	不存在	
44	6/2	開発行為等計画届 令和3年5月1日～令和3年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
45	6/2	近隣説明等報告書 令和3年5月19日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
46	6/3	開発行為等事前協議書の配置図（番号等特定）	開発指導課	公開		
47	6/4	金入り設計書等 2件	道路建設課	部分公開	第7条 第2号	
48	6/7	（使用者等特定）における行政財産使用許可書第7条と地方自治法第238条の4との整合のある回答	経済振興課	非公開	不存在	
49	6/7	使用申請及び減免申請書と減免承認書（場所等特定）	経済振興課	公開 部分公開	第7条 第4号	
50	6/8	平成29年度ほっと越谷指定管理者 募集要項、仕様書	人権・男女共同参画推進課	公開		
51	6/8	「越谷市の特別支援教育」のうち、就学相談についての部分（年度特定）	教育センター	公開		
52	6/14	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
53	6/15	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年5月6日～令和3年6月15日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
54	6/15	越谷市資源回収実績報告書に添付された計量証明書、 仕切書（団体名等特定）	資源循環推進課リ サイクルプラザ	部分公開	第7条 第2号 第4号	
55	6/16	・予防接種事業等について市と直接契約を締結する旨の申込に係る回答に関連する資料・会議議事録・メモ等の一切の書類 ・「（文書名等特定）」の作成に関連する資料・会議議事録・メモ等の一切の書類 ・上記に関連し、越谷市の顧問弁護士や越谷市の医師会等外部の者と協議等していた場合には、かかる議事録、メモ、メール等内容が判明する一切の資料	法務課	公開		
			健康づくり推進課	公開 部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
56	6/18	自動車損害賠償責任保険証明書 （法人等特定）	工事検査課	部分公開	第7条 第4号 第6号 オ	
			庁舎管理課	部分公開	第7条 第4号 第6号 オ	
57	6/18	令和3年度生活保護法診療報酬明細書内容点検業務のうち契約書、仕様書、入札（見積）参加業者及び各業者の応札金額	生活福祉課	公開 部分公開	第7条 第4号	
58	6/23	（文書番号等特定）で非公開決定した文書の再請求。仮に口頭で実施した場合、日時及び法人（法人名特定）の誰にしたかの回答を文書で求める。	経済振興課	非公開	不存在	
59	6/23	越谷市に所在する分譲マンションの「集会室」の所有が越谷市名義となっている、管理組合のマンション名すべてが記載されている文書	市民活動支援課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
60	6/23	(建物名特定)の竣工時後に当該建物集会室を越谷市に無償譲渡した際の無償譲渡申し込みの文書	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
61	6/23	(建物特定)の自治会と越谷市との間で締結された「集会室無償使用貸借契約書」	市民活動支援課	部分公開	第7条第1号第4号	
62	6/28	金入り設計書 6件	営繕課	公開		
63	6/30	開発行為等計画届 令和3年5月25日～令和3年6月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
64	7/1	(建物名特定)の集会室は越谷市が区分所有者となっているが、その財産を証明する文書	市民活動支援課	公開		
65	7/1	越谷市は(建物名特定)の集会室の区分所有者であるが、無償貸借契約を締結している相手方との建物貸付契約書	市民活動支援課	部分公開	第7条第4号	
66	7/1	越谷市は(建物名特定)の集会室の区分所有者であるが、どのような財産(普通財産か行政財産か)としての登録か、また、管理はどの様に行っているかが分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開	第7条第4号	
67	7/1	越谷市は(建物特定)の集会室の区分所有者であるが、どのような財産(普通財産か行政財産か)としての登録か、また、管理はどの様に行っているかが分かる文書	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開	第7条第4号	
68	7/1	開発行為等計画届 令和3年5月1日～令和3年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
69	7/5	近隣説明等報告書の1枚目と2枚目 令和3年6月3日以降提出分	開発指導課			取下げ
70	7/5	草加市柿木産業団地の設置に係る越谷市と草加市間の協議資料	都市計画課	公開 部分公開	第7条第1号	
71	7/5	開発行為等計画届 令和3年6月1日～令和3年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
72	7/8	固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに際し、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料	資産税課	公開 部分公開 非公開	第7条第2号第4号 不存在	
			契約課	公開 部分公開 非公開	第7条第4号 不存在	
73	7/9	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年6月16日～令和3年7月9日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
74	7/14	金入り設計書 4件	道路建設課	公開		
			河川課	公開		
75	7/14	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
76	7/14	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
77	7/14	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
78	7/16	自治会設立届 (自治会名特定)	市民活動支援課	非公開	不存在	
79	7/16	自治会設立届 (自治会名特定)	市民活動支援課	部分公開	第7条第1号第4号	
80	7/20	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年4月1日～令和3年7月19日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
81	7/26	開発行為等計画届 令和3年6月29日～令和3年7月26日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
82	7/29	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
83	7/29	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
84	7/29	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
85	8/3	開発行為等計画届 令和3年7月1日～令和3年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
86	8/3	近隣説明等報告書 令和3年7月6日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第4号	
87	8/3	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年7月12日～令和3年8月3日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
88	8/3	開発行為等計画届 令和2年7月1日～令和3年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
89	8/5	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
90	8/17	金入り設計書等 25件	道路建設課	公開		
			河川課	公開		
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	部分公開	第7条 第2号	
			公園緑地課	公開		
91	8/18	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
92	8/23	開発行為等計画届 令和3年7月27日～令和3年8月20日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
93	8/23	越谷市男女共同参画支援センター管理業務の過去5年分の指定管理運営委託料及び決算の各項目の詳細金額、管理経費等の詳細金額	人権・男女共同参画推進課			取下げ
94	8/25	越谷市情報公開・個人情報保護審査会答申第22号	総務課	部分公開	第7条 第1号	
95	8/26	金入り設計書 5件	維持管理課	公開		
96	8/30	金入り設計書 3件	営繕課	公開		
97	8/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年8月4日～令和3年8月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
98	9/2	近隣説明等報告書 令和3年8月4日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
99	9/2	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書（場所等特定）	建築住宅課			取下げ
100	9/2	開発行為等計画届 令和3年8月1日～令和3年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
101	9/2	金入り設計書 1件	道路総務課	公開		
102	9/2	出羽地区コミュニティ広場利用許可書に対する申請書一式	市民活動支援課	部分公開	第7条 第1号	
103	9/3	開発行為等計画届 令和3年8月1日～令和3年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
104	9/3	金入り設計書 2件	道路総務課	公開		
			営繕課	公開		
105	9/10	越谷市保健所の全課に配属されている常勤職員の時間外労働、深夜勤務、休日勤務等労働状況（総実働時間等）がわかる勤務命令簿等の文書及び労働基準法のいわゆる「36協定」労使間締結状況、それに対する市の是正や改善状況（期間特定）	人事課	公開 部分公開	第7条 第1号 第4号	
			感染症保健対策課	部分公開	第7条 第4号	
106	9/16	金入り設計書 計3件	下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
107	9/21	開発行為等計画届 令和3年8月21日～令和3年9月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
108	9/22	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
109	9/24	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
110	9/27	平成30年度特別養護老人ホームに関する公募選定時の参加法人、選定スケジュール、選定委員、選定基準及び得点（採点表）が分かるもの	介護保険課	部分公開	第7条 第2号 第6号 オ	
111	10/4	市有地の売却価格が分かる文書（場所等特定）	公共施設マネジメント推進課	部分公開	第7条 第4号	
112	10/4	開発行為等計画届 令和3年9月1日～令和3年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
113	10/5	開発行為等計画届 令和3年9月1日～令和3年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
114	10/7	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年9月1日～令和3年9月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
115	10/8	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
116	10/12	近隣説明等報告書 令和3年9月3日以降提出分	開発指導課			取下げ
117	10/13	福祉用具貸与事業者について利用者より相談を受け指導等をした記録の全て（業者名等特定）	介護保険課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第6号 オ	
118	10/13	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年9月1日から令和3年9月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
119	10/14	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
120	10/19	金入り設計書 6件	下水道事業課	公開		
			農業振興課	公開		
			営繕課	公開		
121	10/19	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
122	10/25	開発行為等計画届 令和3年9月22日～令和3年10月25日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
123	10/29	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年10月1日～令和3年10月29日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
124	11/2	開発行為等計画届 令和3年10月1日～令和3年10月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
125	11/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年10月1日から令和3年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
126	11/5	開発行為等計画届 令和3年10月1日～令和3年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
127	11/9	金入り設計書等 47件	農業振興課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			道路総務課	公開		
			道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	部分公開	第7条 第2号	
128	11/10	近隣説明等報告書 令和3年10月13日以降提出分	開発指導課			取下げ
129	11/11	越谷市バス・タクシー運行継続支援事業申請の際取得している車検証の写し（車種等特定）	都市計画課			取下げ
130	11/11	新型コロナワクチンを接種した越谷市民のうち、副反応（副作用）疑いがある者として市役所が認知した事例	健康づくり推進課	部分公開	第7条 第1号 第4号	決定期限延長
131	11/12	保険契約の内容（期間等特定）	河川課	部分公開	第7条 第4号 第6号 オ	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
132	11/12	保険契約の内容（期間等特定）	指導課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
133	11/15	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年10月1日～令和3年11月15日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
134	11/16	金入り設計書 3件	維持管理課	公開		
135	11/16	不動産公売（公売日特定）における ・現所有者との折衝記録 ・公売の入札金額（6者分） ・土地・建物に係る資料（鑑定資料含む） ・見積価格決定にあたっての資料	収納課	部分公開 非公開	第7条第1号第2号第4号第6号ア	
136	11/22	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年11月1日～令和3年11月22日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
137	11/22	福祉用具貸与事業者についての苦情及び市から事業所への指導依頼についての記録及び情報（期間等特定）	介護保険課	部分公開	第7条第1号第2号	
138	11/24	開発行為等計画届 令和3年10月26日～令和3年11月22日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
139	11/24	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
140	11/26	食品営業施設一覧データ（自動販売機、露天を除く）の営業許可及び廃業情報	生活衛生課			取下げ
141	11/30	近隣説明等報告書 令和3年11月11日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
142	11/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年11月1日～令和3年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
143	11/30	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
144	12/1	損害保険証券の写し（種類等特定）	市民活動支援課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			障害福祉課	部分公開	第7条第4号	
			地域医療課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
			健康づくり推進課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
			感染症保健対策課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			河川課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			下水道事業課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			市街地整備課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			会計課	部分公開	第7条第1号第6号オ	
145	12/1	損害保険証券の写し（種類等特定）	指導課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			教育センター	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
146	12/1	開発行為等計画届 令和3年11月1日～令和3年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
147	12/1	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
148	12/2	開発行為等計画届 令和3年11月1日～令和3年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
149	12/2	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年11月1日～令和3年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
150	12/2	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
151	12/3	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
152	12/8	金入り設計書 4件	河川課	公開		
			下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
153	12/8	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
154	12/8	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
155	12/8	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
156	12/8	訪問調査を行った調査報告の決裁文（日付特定）	地域包括ケア課	部分公開	第7条第1号第2号	
157	12/8	金入り設計書 2件	学校管理課	公開		
158	12/16	金入り設計書 1件	公園緑地課	公開		
159	12/20	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
160	12/23	越谷市が労基署から受けた行政指導に関する以下の文書（日付特定） ・ 労基署から交付された文書 ・ 労基署から交付された文書に対して同署へ提出した文書 ・ 時間外労働・休日労働に関する協定書等 ・ 市保健所の過半数代表者選出に関する文書	人事課	公開 部分公開 非公開	第7条第1号第4号 不存在	
			保健総務課	非公開	不存在	
161	12/23	開発行為等計画届 令和3年11月23日～令和3年12月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
162	12/27	法人に対する文書指導の内容の分かる文書（法人名特定）	介護保険課	部分公開	第7条第1号	
163	12/28	近隣説明等報告書 令和3年12月2日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
164	1/4	立入検査が行われた法人から提出された薬局管理等に係る違反関係報告書（法人名等特定）	生活衛生課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
165	1/5	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年12月1日～令和3年12月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
166	1/6	開発行為等計画届 令和3年12月1日～令和3年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
167	1/6	開発行為等計画届 令和3年12月1日～令和3年12月31日受付分受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
168	1/11	金入り設計書 6件	営繕課	公開		
169	1/11	建設リサイクル法届出等台帳 令和3年12月1日～令和4年1月11日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
170	1/17	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
171	1/17	金入り設計書等 5件	道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
172	1/24	金入り設計書等 14件	営繕課	公開		
173	1/25	開発行為等計画届 令和3年12月24日～令和4年1月24日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
174	1/26	金入り設計書 1件	市街地整備課	公開		
175	1/26	金入り設計書 4件	営繕課	公開		
176	1/26	金入り設計書 7件	下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号 第4号	
177	1/26	金入り設計書 4件	下水道事業課	公開		
178	1/26	金入り設計書 4件	道路総務課	公開		
			道路建設課	公開		
			河川課	公開		
179	1/27	金入り設計書 61件	契約課	公開		
			農業振興課	公開		
			道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開		
			下水道事業課	部分公開	第7条 第2号	
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	部分公開	第7条 第2号	
公園緑地課	公開 部分公開	第7条 第2号				

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
180	1/27	金入り設計書 1件	スポーツ振興課	公開		
181	1/31	近隣説明等報告書 令和4年1月1日以降提出分他1件（号数特定）	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
182	1/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年1月11日～1月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
183	2/2	開発行為等計画届 令和4年1月1日～令和4年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
184	2/2	建築リサイクル法解体届出等台帳 令和4年1月1日～1月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
185	2/4	開発行為等計画届 令和4年1月1日～1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
186	2/7	最高裁判所決定に係る調査（事件名等特定）	法務課	部分公開	第7条第1号	
187	2/7	東京高等裁判所及びその原審であるさいたま地方裁判所判決に係る各判決書（事件名等特定）	法務課	部分公開	第7条第1号	
188	2/7	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
189	2/15	金入り設計書 9件	道路建設課	公開		
			維持管理課	公開		
			公園緑地課	公開		
190	2/21	平成31年度歯周病検診実施要領	健康づくり推進課	公開		
191	2/22	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
192	2/22	開発行為等計画届 令和4年1月24日～令和4年1月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
193	2/28	（場所特定）にかかる農地法第78条様式第14号、15号、16号の文書	農業委員会事務局	非公開	不存在	
194	3/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年2月1日～2月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
195	3/3	開発行為等計画届 令和4年2月1日～令和4年2月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
196	3/3	開発行為等計画届 令和4年2月1日～令和4年2月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
197	3/3	近隣説明等報告書 令和4年2月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
198	3/3	工事の各応札者の総合評価点数内訳が分かる資料と金入り設計書 4件	契約課	公開		
			下水道事業課	公開		
			営繕課	部分公開	第7条第6号イ	
199	3/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年2月1日から令和4年2月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
200	3/7	墓地台帳（場所特定）	生活衛生課	部分公開	第7条第1号	
201	3/16	金入り設計書 15件	道路建設課	公開		
			河川課	公開		
			下水道事業課	公開		
			市街地整備課	公開		
			公園緑地課	公開		
202	3/18	金入り設計書 13件	維持管理課	公開		
			市街地整備課	公開		
203	3/22	開発行為等計画届 令和4年2月22日～令和4年3月22日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
204	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
205	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
206	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
207	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
208	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
209	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
210	3/23	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
211	3/28	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
212	3/28	草加市柿木地区に草加市が整備を予定している「スケートボードパーク」に関わって、草加市と越谷市間にて打合せを行った際の議事録などの文書類	公園緑地課	部分公開	第7条第1号	
213	3/31	近隣説明等報告書 令和4年3月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとする場合や、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書を市長に届け出なければなりません。

令和3年度末までの届出件数は、1,690件となっています。実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）は原則禁止とされています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

令和3年度末までの届出件数は、目的外利用は997件で、外部提供は873件となっています。実施機関別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。

この個人情報取扱事務開始届出書や保有個人情報目的外利用等届出書等の写しは、情報公開センターでどなたでも閲覧することができます。

表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

実施機関	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
市長	1273	889	722
教育委員会	260	64	95
選挙管理委員会	25	7	10
公平委員会	4	2	1
監査委員	3	1	2
農業委員会	36	17	11
固定資産評価審査委員会	2	1	0
議会	22	0	9
土地開発公社	20	11	10
施設管理公社	45	5	13
合計件数	1690	997	873

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく令和3年度の開示請求の件数は41件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は259文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示、取下げを除いた開示率は100%となっています。

また、主な請求内容は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否不回答	不存在	その他	
市長	38	59	27	24	5	0	0	5	0	3
教育委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	41	62	29	24	5	0	0	5	0	4

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	開示決定した公文書数	部分開示決定した公文書数	不開示決定した公文書数	
市長	153	103	0	256
教育委員会	3	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	156	103	0	259

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 主な請求内容及び各種件数

請求内容	件数	対象文書数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	7	5
相談記録	6	14
介護認定に関するもの	6	49

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表11 不開示又は部分開示の理由

理由	件数
開示請求者以外の者に関する情報（第15条第1号）	9
個人の評価、相談、指導等に関する情報（第15条第2号）	0
国等との協力関係等に関する情報（第15条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第15条第4号）	13
審議、検討又は協議に関する情報（第15条第5号）	5
事務又は事業に関する情報（第15条第6号）	16
法令秘情報（第15条第7号）	0
存否不回答（第18条）	0
文書不存在	5
合 計	48

※ 1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表12のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和3年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
1	4/2	私の相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第5号第6号才	
			保健総務課こころの健康支援室	部分開示	第15条第5号第6号才	
2	4/19	住民票の写しと戸籍証明書の請求書（本人及び第三者のもの）（期間特定）	市民課			取下げ
3	5/11	本人通知制度を利用していた時に対象となった第三者による私の戸籍証明書・住民票の写しの請求書（期間特定）	市民課			取下げ
4	5/17	私の相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第6号才	
5	6/1	介護認定の申請履歴、主治医意見書、認定履歴調査票、介護サービスの施設サービス介護給付費明細書のうち入所年月日と退所年月日が同時に記載されているもの（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条第1号第4号第6号才	
6	6/4	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第6号才	
7	6/7	火災調査報告書（場所等特定）	消防署	部分開示	第15条第1号第4号	
8	6/11	学齢簿	学務課	開示		
9	6/16	介護認定調査票、主治医意見書、認定履歴（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条第4号第6号才	
10	6/17	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第5号第6号才	
11	6/21	火災調査報告書（日時等特定）	大相模分署	部分開示	第15条第1号第6号才	
12	6/24	過去に請求された戸籍謄本及び抄本の請求書（私の名前が記載された戸籍のもの）	市民課	開示 部分開示	第15条第1号第4号	
13	8/16	介護認定履歴と調査票、意見書（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条第4号第6号才	
14	8/24	令和2年度 固定資産税・都市計画税に係る私の滞通	収納課	不開示	不存在	
15	8/25	戸籍の附票の請求書の写し、開示できるもの全て（期間特定）	市民課	不開示	不存在	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
16	8/25	私に対してした保有個人情報不開示決定通知書すべて	収納課	開示		
			法務課	開示		
			総務課	開示		
			くらし安心課	開示		
			介護保険課	開示		
			国保年金課	開示		
17	8/30	私が越谷市長に対して起こした訴訟記録のうちさいたま地裁分（事件名等特定）	法務課	開示		
18	9/6	人事記録（人物特定）	人事課	開示		
19	9/9	私の相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	開示 部分開示	第15条 第5号 第6号 オ	
20	9/13	越谷市情報公開・個人情報保護審査会答申（号数特定）	総務課	開示		
21	9/17	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	開示 部分開示	第15条 第5号 第6号 オ	
22	9/27	本人通知制度で通知対象となる戸籍謄本の請求書（期間特定）	市民課	部分開示	第15条 第1号 第4号	
23	9/29	私が越谷市長に対して起こした訴訟記録のうち東京高裁分（事件名等特定）	法務課	開示		
24	10/13	私が広報広聴課及びくらし安心課に提言した内容及び市のそれぞれの回答の記録（期間特定）	くらし安心課	開示		
25	10/14	私が越谷市長に対してした訴訟記録のうち東京高裁に係る答弁書（事件名及び答弁書作成者特定）	法務課	不開示	不存在	
26	10/26	私が高橋努越谷市長を訴えた訴訟記録のうちさいたま地方裁判所に係る甲5号証の2枚目	法務課	不開示	不存在	
27	10/28	戸籍証明書の請求書（本人請求分は除く）（期間特定）	市民課	部分開示	第15条 第1号 第4号	
28	11/10	東越谷土地区画整理事業保留地処分台帳（場所特定）	市街地整備課	開示		
29	11/24	固定資産税都市計画税の納付場所が分かる書類（期間及び人物特定）	収納課	部分開示	第15条 第1号	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
30	12/2	介護認定調査票と主治医の意見書、認定履歴（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条 第4号 第6号 オ	
31	1/20	私がくらし安心課、財政課及び人事課へ質問並びに提言をした当該各課の回答（期間特定）	財政課	開示		
			人事課	開示		
			くらし安心課	開示		
32	1/20	私が指導課に質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	指導課	開示		
33	1/20	私が越谷市選挙管理委員会に質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	選挙管理委員会事務局			取下げ
34	1/26	・要介護認定調査票（人物特定） ・主治医意見書（人物特定） ・介護保険事業者事故報告書（施設等特定） ・救急活動記録票（日時等特定） （全て人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条 第4号 第6号 オ	
			間久里分署	部分開示	第15条 第1号 第4号	
35	1/27	（期間特定）に請求された私に関する請求書	市民課			取下げ
36	2/1	市役所に来た際のくらし安心課が作成した記録（期間特定）	くらし安心課	開示		
37	2/17	介護保険の履歴、施設の入所日退所日が分かる文書（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条 第6号 オ	
38	3/2	私に関する生活保護のケース記録すべて（期間等特定）	生活福祉課	部分開示 不開示	第15条 第1号 第4号 不存在	
39	3/8	障害福祉課にある私に関する台帳認定フォルダーの全て	障害福祉課	開示 部分開示	第15条 第4号	
40	3/8	救急活動記録票 令和元年以降のもの	救急課	開示 部分開示	第15条 第4号 第6号 オ	
41	3/18	要介護認定の履歴が分かるもの（人物特定）	介護保険課	部分開示	第15条 第6号 オ	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。（表13）

表13 審査会委員 (令和4年3月31日現在)

氏名	備考
会長 吉村 総一	弁護士
会長職務代理者 松浦 麻里沙	弁護士
佐藤 匡	大学准教授

2 審査会の開催状況

令和3年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。（4回開催）

表14 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和3年 5月 7日	29号事案の審査
第2回	令和3年 6月 4日	実施機関による口頭理由説明の聴取 29号事案の審査
第3回	令和3年 7月 2日	29号事案の審査
第4回	令和3年 8月16日	29号事案の審査、答申

3 審査請求の処理状況

令和3年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度（情）に関わるものが1件でした。また、審査請求があったものの、諮問前に審査請求人から取下げがあったものが1件ありました。

審査請求の処理状況は、表15のとおりです。

表15 審査請求の処理状況

事案 番号	処分の概要	審査請求日	諮問日	答申内容
		所管課	答申日	
29 (情)	こしがやの未来を創る魅力 宣伝大使事業に係る文書に ついての部分公開決定	R3. 3. 4	R3. 4.13	一部は公 開すべ きであ り、そ の余の 非公開 部分の 決定は 妥当
		広報シティプロ モーション課 (旧観光課)	R3. 8.16	
30 (情)	福祉用具貸与事業所につい ての苦情及び市から事業所 への指導依頼についての記 録に係る部分公開決定	R3.11.19	取下げ	
	介護保険課			

4 審査会答申

答 申 (第29号)

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第2項に基づき、令和2年12月3日付け越観第285-2号により行った公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）について、「第6 審査会の判断」中「7 結語」のとおり、一部は本件条例第7条第2号に該当しないと考えられるためこれを公開すべきであり、その余の非公開部分についての決定は妥当であると判断する。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求について

審査請求人は、令和2年11月19日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「2015年1月1日から2020年11月17日までの期間で、越谷市と〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇との間で送受、作成、使用した、又は越谷市において〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇について内外と協議した際に送受、作成、使用した以下の物。文書、メモ、電話記録書、ファックス、領収書、領収証、請求書、履行届、契約書、その他電磁的記録すべて（送受信した電子メールを含む）。」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定について

実施機関は、本件公開請求に対し、4課室（市長公室秘書、市長公室広報広聴課、総務部契約課、環境経済部観光課）において、公文書公開決定等の処分を行った。このうち、環境経済部観光課は、本件公開請求に対し、12件の公文書を特定し、そのうち2件の文書について公開決定を行い、10件の文書について本件部分公開決定を行った。

3 審査請求等について

審査請求人は、本件部分公開決定を不服とし、令和3年3月4日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件条例第17条に基づき、令和3年4月13日付けで当審査会に諮問を行った。なお、令和3年4月1日付け組織改正により、本件審査請求に係る事務は、旧環境経済部観光課から市長公室広報シティプロモーション課に移管されている。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和3年3月4日付け審査請求書及び令和3年5月27日付け反論書の内容を要約すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人からは口頭意見陳述の希望はなかった。

- (1) 本件部分公開決定における10件の対象文書のうち、4件の文書（以下「本件対象文書」という。）について、本件部分公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) 実施機関が非公開とした内容は、本件条例第7条第2号又は第6号オに該当していると思われるが、本件については、公開により保護される利益が非公開により保護される利益を上回ると判断できる。（審査請求書における主張）
- (3) 本件条例第7条第2号は、「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」を非公開情報から除くことと規定しており、その該当性については、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、公開しないことにより保護される法人等の権利や利益との比較衡量によって判断されることになる。

本件対象文書のうち、実施機関が本件条例第7条第2号に該当するとして非公開とした情報は、公開することで、公共的な関心事である〇〇〇〇運営の問題点を評価、検証等することが可能となり、それによる運営の健全化が、〇〇〇〇の生命、健康等を保護することにつながるという利益がある一方で、〇〇〇〇運営等の権利利益が害されるおそれについて、法的保護に値するという蓋然性については立証されておらず、公開により保護される利益が非公開により保護される利益を上回ると判断できる。

よって本件条例第7条第2号ただし書に規定する「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」に該当するため、実施機関には公開する義務がある。（反論書における主張）

- (4) よって、本件対象文書に係る本件部分公開決定は不適當である。

第4 実施機関の主張要旨

本件部分公開決定に係る公文書部分公開決定通知書、令和3年4月13日付け越広第2—2号の弁明書及び口頭による理由説明の内容を要約すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書について、非公開とした部分及びその理由は、以下のとおりである。

ア 法人の担当者の氏名

特定法人の特定部署に所属する担当者の氏名は、特定の個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないと認められるため。（本件条例第7条第1号に該当）

イ 法人と越谷市以外の取引先との協議や契約内容に関する部分

本件対象文書に係る特定法人の、共同事業者やクライアント等の第三者との協議の有無やその内容、若しくは契約に関する不確定さを含む情報であり、これが公になると、法人の事業計画等の内部管理情報が明らかになるのみならず、当該特定法人が第三者からの信頼を損なうことになるなど、当該特定法人及び第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。(本件条例第7条第2号に該当)

ウ 法人の検討段階の企画に関する部分

特定法人による検討段階の企画に関する情報であり、これが公になると、当該法人の有するノウハウ・経営戦略等の内部管理情報が明らかになり、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。(本件条例第7条第2号に該当)

- (2) 審査請求書によれば、審査請求人は、本件条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的公開を求めていると推察されるが、当該規定は「公益上特に必要があると認めるとき」に、「公開することができる」旨を定めたものであり、必ずしも対象公文書を公開する義務が生じるものではない。また、実施機関は、本件対象公文書に記録された非公開情報を保護する利益を上回る公益上の必要性を認めていない。
- (3) 反論書によれば、審査請求人は、本件条例第7条第2号ただし書への該当性も主張しているが、本市の「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」事業に係る本件対象文書が、人の生命、健康等を保護するために必要なものとは認められない。
- (4) よって、本件処分は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものである。

第5 争点の整理

1 本件公開請求に係る公文書について

実施機関は、本件公開請求に対し、以下のものを本件公開請求に係る公文書として特定した。

- ① 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」大使委嘱および委嘱状交付式の開催について(伺い)【平成30年11月5日決裁】
- ② ○○○○氏一連の事件及び報道に関する○○○○の見解の報告依頼について(伺い)【平成31年4月22日決裁】
- ③ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成30年6月11日】
- ④ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成30年8月17日】
- ⑤ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成30年10月4日】

- ⑥ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」〇〇〇〇様 市長訪問事務局資料【平成30年10月26日】
- ⑦ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成31年2月13日】
- ⑧ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成31年4月9日】
- ⑨ 〇〇〇〇氏が被害に遭った事件に関する通知について（報告）【平成31年4月19日決裁】
- ⑩ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【令和元年6月6日】
- ⑪ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【令和元年6月26日】
- ⑫ 「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【令和2年3月26日】

2 実施機関による本件部分公開決定とその理由について

実施機関は、上記公文書①及び②については、非公開情報が記録されていないため、公文書公開決定を行った（越観第285-1号）。

また、上記公文書③から⑫までについては、本件条例第7条各号に規定する非公開情報が記録されているため、本件部分公開決定を行った（越観第285-2号）。

本件部分公開決定に対して、請求人が本件審査請求の対象としている公文書は、本件対象文書、すなわち、上記公文書⑦、⑧、⑪及び⑫であり、これら4つの対象文書に対して実施機関が行った本件部分公開決定とその理由につき、本件対象文書の非公開情報ごとに整理すると、別紙一覧表のとおりである。

3 争点について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件部分公開決定によって非公開とされた部分の、本件条例第7条各号に定める非公開事由該当性につき、具体的な主張をしているわけではない。しかしながら、本件条例第7条第2号ただし書アの該当性や同第9条の裁量的公開の必要性を論ずる前提として、同第7条各号に定める非公開事由該当性の適否が問題となるため、本答申に当たっては、上記の非公開事由該当性についても、改めて検討することとした。

以上を前提に、本件の争点を整理すると、①別紙一覧表記載の各非公開情報（以下、別紙一覧表の「番号」欄の1の「非公開情報」欄記載の情報を含む部分を「非公開部分1」といい、「番号」欄の2以下についても順に「非公開部分2」などという。）の非公開事由該当性（本件条例第7条第1号若しくは同第2号該当性）、②本件条例第7条第2号ただし書アの該当性、③同第9条の裁量的公開の必要性となる。

なお、非公開部分1、同3、同4、同7、同10及び同12については、非公開

とされた情報が、法人の担当職員姓であることで共通しているのので、最初にまとめて検討し、それ以外の非公開部分については、番号に従って検討する。

第6 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的について

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

これらの諸規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件部分公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

実施機関の保有する情報の中には、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。

本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」について、また、第2号は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報…であって、公開することにより当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」について、それぞれ非公開情報とする旨を定めたものである。

このような基本的な考え方に基づき、実施機関が本件条例第7条各号に該当するとして行った本件部分公開決定の妥当性について検討する。

なお、当審査会は、本件部分公開決定の妥当性の審査に当たって、本件公文書を

見分している。

3 非公開部分1、同3、同4、同7、同10及び同12について

(1) 本件条例第7条第1号について

本号は、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

本号の「個人に関する情報」には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親戚関係その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。また、本号の「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、通常は、住所、氏名であるが、住所、氏名が記録されていなくても、当該情報の内容から特定の個人が識別できるもの又は当該情報からは直接特定の個人が識別できなくても、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が識別できるものをいう。さらに、本号の「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、いわゆるプライバシーを侵害するような情報であり、社会通念上他人に知られることを望まないものをいう。

以上を前提に、上記各非公開部分に記載された情報の第7条第1号該当性について検討する。

(2) 本件条例第7条第1号該当性について

上記の各非公開部分には、〇〇〇〇又は〇〇〇〇の担当者の姓が記載されており、担当者の姓は個人に関する情報であって、会社名及び所属部署などの記述と相まって、特定の個人が識別され得るものと認められる。

そして、当該個人情報公開されれば、特定の個人が当該会社に勤務しているとの情報も公開されることになるところ、そうした私的な情報は、社会通念上他人に知られることを望まないものと認められる。

したがって、上記の各非公開部分については、本件条例第7条第1号に該当するということができる。

4 非公開部分2、同5、同6、同8、同9、同11及び同13ないし同17について

(1) 本件条例第7条第2号について

本号は、法人等に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

本号の「公開することにより当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」として、越谷市『情報公開制度の手引[改訂版]』には、次のようなものが挙げられている。営業・販売活動上の秘密に関するもの（営業・販売活動の状況、営業・販売活動の計画・方針に関する情報）や信用に関するもの（借入金の額・相手方・条件等の債務の内容、経営状態・資産内容等に関する情報）などである。

また、上記手引によれば、本号の運用に当たっては、法人等に関する情報の公

開により、万一この法人等の利益が侵害された場合の事後救済は困難であることから、本件条例「第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）第1項の規定により、この法人等に対し意見を聴くなど、この情報を公開した場合に生ずる影響等について慎重に検討し、客観的に判断しなければならない」とし、その「判断に際しては、一般的にみてささいな事項であっても、個人事業主や零細事業者にとっては重大なノウハウの場合もあり得ることから、法人等の性格、規模、事業活動における情報の位置づけなどにも十分留意しつつ、総合的に判断していく」とされる。

以上を前提に、上記各非公開部分に記載された情報の本件条例第7条第2号該当性について検討する。

(2) 本件条例第7条第2号該当性について

ア 非公開部分2について

非公開部分2には、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の事件に関する見解及び同社が取引先である第三者から取得した情報が記載され、いずれも同社の情報と認められる。

こうした情報が公開されることになれば、同社の直接的な取引先及びその他周辺の関係者との信頼関係などを損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分2については、本件条例第7条第2号に該当するといえることができる。

イ 非公開部分5について

非公開部分5には、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の事件に関する見解が記載され、広く解せば、〇〇〇〇に関する情報と認められる。

しかしながら、非公開部分5の記載内容は、〇〇〇〇がその取引先である〇〇〇〇から得た情報というよりも、新聞報道により得た〇〇〇〇の情報が記載されているにすぎず、当該新聞報道の内容自体が、非公開部分5の直前に記載されており、本件公開請求により既に公開されている。したがって、〇〇〇〇が〇〇〇〇から直接的に得た情報とは考えられず、公開されることによって、〇〇〇〇の正当な利益を明らかに害するとは認められない。

したがって、非公開部分5については、本件条例第7条第2号に該当するといえることはできない。

ウ 非公開部分6について

非公開部分6には、〇〇〇〇の自らの事業内容についての情報が記載され、同社に関する情報と認められる。もし、こうした情報が公開されることになれば、同社とその取引先との信頼関係を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分6については、本件条例第7条第2号に該当するといふことができる。

エ 非公開部分8について

非公開部分8には、〇〇〇〇のメディアプロモーション業務委託契約についての見解が記載され、同社に関する情報と認められる。

もし、こうした情報が公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分8については、本件条例第7条第2号に該当するといふことができる。

オ 非公開部分9について

非公開部分9には、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の事件に関する見解が記載され、〇〇〇〇に関する情報と認められる。

しかしながら、非公開部分9のうち、〇〇〇〇氏について、〇〇〇〇と〇〇〇〇が共同マネジメントしていることは、公表されていることであるため、非公開部分9の2行目15文字目から3行目15文字目までは、〇〇〇〇の正当な利益を明らかに害するものとは認められない。

非公開部分9のその余については、もし、こうした情報が公開されることになれば、〇〇〇〇と取引先との信頼関係を損ねることにより、〇〇〇〇の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分9のうち、2行目15文字目から3行目15文字目までの部分については、本件条例第7条第2号に該当するといふことはできないが、その余の部分については、本件条例第7条第2号に該当するといふことができる。

カ 非公開部分11について

非公開部分11には、〇〇〇〇の事業に関連する情報が記載され、同社に関する情報と認められる。

もし、こうした情報が公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分11については、本件条例第7条第2号に該当するといふことができる。

キ 非公開部分13について

非公開部分13には、〇〇〇〇の事業に関連する情報が記載され、同社に関する情報と認められる。

もし、こうした情報が公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加

えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分13については、本件条例第7条第2号に該当する
ということができる。

ク 非公開部分14について

非公開部分14には、〇〇〇〇の〇〇〇〇の運営状況に関連する情報が記載
され、同社に関する情報と認められる。

もし、こうした情報が公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係
を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加
えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分14については、本件条例第7条第2号に該当する
ということができる。

ケ 非公開部分15について

非公開部分15には、〇〇〇〇の、〇〇〇〇・〇〇〇〇のプロモーション活
動に関連する情報が記載され、同社に関する情報と認められる。

もし、こうした情報が公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係
を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加
えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分15については、本件条例第7条第2号に該当する
ということができる。

コ 非公開部分16について

非公開部分16には、〇〇〇〇の、〇〇〇〇氏の事件に関する見解及び〇〇
〇〇氏の今後のプロモートに関する見解が記載され、同社に関する情報と認め
られる。

しかしながら、非公開部分16の1行目から2行目5文字目までについては、
同社の〇〇〇〇氏の事件に関する見解が記載されているところ、本件公開請求
の他の部分において、同趣の情報が既に公開されており、また、非公開部分1
6の6行目6文字目から末尾までについては、同社の具体的な営業活動に関す
る情報を含むものではないから、いずれも同社の正当な利益を明らかに害する
とは認められない。

非公開部分16のその余の部分については、〇〇〇〇氏の今後のプロモート
に関する見解が記載されており、当該情報は、営業活動の計画・方針に関する
もので、営業活動上の秘密に関するものに当たり、もし、そのような情報が公
開されることになれば、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められる。

したがって、非公開部分16のうち、1行目から2行目5文字目までの部分
及び6行目6文字目から末尾までの部分については、本件条例第7条第2号に
該当するということできないが、その余の部分については、本件条例第7条
第2号に該当するということができる。

サ 非公開部分17について

非公開部分17には、〇〇〇〇の事業に関連する情報が記載され、同社に関する情報と認められる。

しかしながら、非公開部分17のうち、〇〇〇〇氏が同社の所属タレントであること及び〇〇〇〇氏が〇〇〇〇に参加していることは、いずれも公表されていることであるため、非公開部分17の1行目から2行目13文字目までは、同社の正当な利益を明らかに害するものとは認められない。

非公開部分17のその余の部分について、もし公開されることになれば、同社と取引先との信頼関係を損ねることにより、同社の正当な利益を明らかに害するものと認められ、加えて、将来にわたって事業活動に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、非公開部分17のうち、1行目から2行目13文字目までの部分については本件条例第7条第2号に該当するということではできないが、その余の部分については、本件条例第7条第2号に該当することができる。

5 本件条例第7条第2号ただし書アについて

本件条例第7条第2号の非公開情報に該当する公文書であっても、人の生命等の保護その他公益上の必要性が認められるときは、公開する必要性が生じる。本号ただし書アは、「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」と定め、同2号の適用が除外される場合を規定している。

そして、本号ただし書アの「人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいうと解されている。

しかし、当審査会においては、上記のとおり、本件公文書を見分しているところ、本件条例第7条第2号に該当するとされた本件各非公開部分には、本号ただし書アの適用除外事由は認められないものと判断する。

6 公益上の理由による裁量的な公開の必要性について

本件条例第7条各号の非公開情報に該当する公文書であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開する必要性が生じる。本件条例第9条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と定め、「公益上特に必要があると認めるとき」に限って公開できると規定されている。

しかし、当審査会においては、上記のとおり、本件公文書を見分しているところ、本件各非公開部分には、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を上回る公益上の公開の必要性は認められないと判断する。

7 結語

以上のとおり、本件部分公開決定に係る非公開部分のうち、非公開部分5、非公開部分9の2行目15文字目から3行目15文字目までの部分、非公開部分16の1行目から2行目5文字目までの部分及び6行目6文字目から末尾までの部分、並びに、非公開部分17の1行目から2行目13文字目までの部分については、いずれも本件条例第7条第2号に該当しないから、実施機関が当該部分を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきであり、その余の非公開部分については、非公開とした決定は妥当であると判断する。

第7 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和3年 4月13日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和3年 4月19日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和3年 5月 7日	審査
令和3年 5月27日	審査請求人から反論書を受理 （審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし）
令和3年 6月 4日	審査、実施機関から口頭理由説明の聴取
令和3年 7月 2日	審査
令和3年 8月16日	審査

令和3年8月16日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙
委 員 佐 藤 匡

⑦「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成31年2月13日】

番号	公文書名	非公開情報	非公開事由該当性とその情報の概要		備考
			1号	2号	
1	報告事項(表)	出席者欄	法人担当者 氏名		2 枚 目
2	報告事項(表)	内容詳細(1)第 3段落2行目 ～6行目		〇〇〇〇の、〇〇〇〇氏の 事件に関する見解及び取引 先である第三者から得た情 報	
3	報告事項(裏)	内容詳細(3)① 2行目の一部	法人担当者 氏名		

⑧「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【平成31年4月9日】

番号	公文書名	非公開情報	非公開事由該当性とその情報の概要		備考
			1号	2号	
4	報告事項(表)	出席者欄	法人担当者 氏名		2 枚 目
5	報告事項(表)	内容詳細(1)6 行目の一部		〇〇〇〇が取引先である第 三者から得た情報	
6	報告事項(裏)	上から10行 目及び11行 目(内容詳細 (3))		〇〇〇〇が取引先である第 三者から得た情報	

⑩「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【令和元年6月26日】

番号	公文書名	非公開情報	非公開事由該当性とその情報の概要		備考
			1号	2号	
7	報告事項(表)	出席者欄	法人担当者 氏名		2 枚 目
8	報告事項(表)	内容詳細6行 目～8行目		越谷市と〇〇〇〇及び〇〇 〇〇の間の事業運営体制に ついて	

9	報告事項(表)	内容詳細10 行目～13行 目		越谷市と〇〇〇〇及び〇〇 〇〇の間の事業運営体制に ついて	
---	---------	-----------------------	--	-------------------------------------	--

⑫「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使事業」に関する打合せ資料【令和2年3月26日】

番号	公文書名	非公開情報	非公開事由該当性とその情報の概要		備考
			1号	2号	
10	令和2年度〇 〇〇〇氏の活 動について	出席者欄	法人担当者 氏名		1 枚 目
11	令和2年度〇 〇〇〇氏の活 動について	「3.その 他」の1行目 及び2行目		越谷市と〇〇〇〇及び〇〇 〇〇の間の事業運営体制に ついて	
12	報告事項(表)	出席者欄	法人担当者 氏名		2 枚 目
13	報告事項(表)	決定事項3行 目及び4行目		越谷市と〇〇〇〇及び〇〇 〇〇の間の事業運営体制に ついて	
14	報告事項(表)	内容(1)5行目 ～7行目		〇〇〇〇が取引先である第 三者から取得した情報	
15	報告事項(表)	内容(1)16行 目及び17行 目		〇〇〇〇が取引先である第 三者から取得した情報	
16	報告事項(裏)	上から2行目 ～7行目(内 容(2))		〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の事 件に関する見解及び〇〇〇 〇氏の今後のプロモートに 関する見解	
17	報告事項(裏)	内容(3)3行目 ～5行目		越谷市と〇〇〇〇及び〇〇 〇〇の間の事業運営体制に ついて	

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

（令和4年3月31日現在）

氏名	選任区分	備考
神代 太一	団体推薦	越谷青年会議所
番場 克己		越谷商工会議所
野田 和子		越谷地区保護司会
清水 修	公募	
橋本 新		
堀内 真一		
会長 石川 麗子	学識経験者	弁護士
片平 秀徳		学校教育関係者
高橋 護		人権擁護委員
副会長 三浦 文子		大学准教授

2 審議会の開催状況

令和3年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主な審議内容
第1回	令和3年 5月11日	・特定個人情報保護評価書の第三者点検（健康づくり推進課）
第2回	令和3年 9月30日	・令和2年度の情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況等の報告 ・令和2年度個人情報取扱事務の各種届出について ・令和2年度の防犯等カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況の報告
第3回	令和3年 10月21日	・防犯カメラの設置等に係る意見照会（公園緑地課） ・特定個人情報保護評価書の第三者点検（健康づくり推進課）
第4回	令和3年 11月26日	・会長、副会長の選出について ・情報公開制度及び個人情報保護制度について

3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

番号	審議会	所管課	意見照会内容	答申内容
1	第1回	健康づくり推進課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について	適当なものと認める
2	第3回	公園緑地課	公園防犯カメラ設置に係る ①個人情報を本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なものと認める
3	第3回	健康づくり推進課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について	適当なものと認める

※ 表中の番号は「4 審議会答申」の答申書の番号に対応しています。

4 審議会答申

答申書 1

越 情 審 議 第 3 号
令和3年(2021年) 5月11日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和3年4月21日付け越健推第16号で意見照会のありました新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書 2

越 情 審 議 第 9 号
令和3年(2021年)10月21日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

防犯等カメラの設置に係る個人情報の本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

令和3年6月18日付け越公園第18-1号及び第18-2号で意見照会の
ありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性
の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」
に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

答申書 3

越 情 審 議 第 1 0 号
令和3年(2021年)10月21日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和3年10月11日付け越健推第660号で意見照会のありました健康増進及び予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号
平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成28年3月23日条例第9号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたものの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

- (公文書の管理)
- 第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。
- (公文書の検索目録等の作成)
- 第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。
- (審議会への意見聴取)
- 第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
- (実施状況の公表)
- 第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (情報公開の総合的な推進)
- 第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
- (出資法人等への協力要請)
- 第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。
- (他の法令等との調整)
- 第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの
- (越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書
- (2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

- 4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則(平成17年条例第1号)

- この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第34号)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

公開の区分	手数料
閲 覧	1件名につき200円
視 聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成27年9月29日条例第42号
平成28年3月23日条例第9号
平成28年12月22日条例第41号
令和3年10月5日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
 - イ 議会
 - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が

保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。)に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。
 - (9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)
- 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)
- 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときには、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

 - 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は

事業を遂行するために個人情報収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者

への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各

号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事して

いた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)

との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有

個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する

保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個

人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報の開示について反対

意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人

情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受け

た者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第41号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和3年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

〔平成19年4月16日〕
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則(平成28年訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

令和3年度（2021年度）
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

令和4年(2022年)8月

